

犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に係る審査基準の改定概要

1 趣旨

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第207号）が本年6月15日に施行されたことに伴い、審査基準の参照先である犯罪被害給付制度事務処理要領についても所要の改正が行われたことから、参照先を改正後の犯罪被害給付制度事務処理要領に変更する。

2 改定内容

審査基準の参照先を犯罪被害給付制度事務処理要領（令和6年3月18日付け警察庁長官官房長通達別添）から、犯罪被害給付制度事務処理要領（令和6年6月14日付け警察庁長官官房長通達別添）に変更する。

3 施行日

令和6年8月7日